

お知らせ

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は社会保険料控除の対象です

令和7年分所得の申告の際、令和7年中に納められた保険料は社会保険料控除の対象になります。ご希望の方に「保険料納付済額のお知らせ」を送付しますので、各担当の問合せ先までお申し出ください。

※市民税・府民税の申告に関する問合せは、あべの市税事務所個人市民税担当(☎06-4396-2953)にお願いします。

問合せ

- 国民健康保険 窓口サービス課(保険年金 管理) 6階62番窓口 ☎06-6659-9946
- 後期高齢者医療制度 窓口サービス課(保険年金 保険) 6階61番窓口 ☎06-6659-9956
- 介護保険 保健福祉課(介護保険) 5階51番窓口 ☎06-6659-9859

西成税務署からのお知らせ

令和7年分確定申告について

- 令和7年分の所得税・贈与税の申告・納付は 令和8年3月16日(月)まで
- 令和7年分の個人事業者の消費税等の申告・納付は令和8年3月31日(火)まで

国税庁LINE公式アカウント
の友だち追加はこちらから



国税庁LINE公式アカウントでは、受け取りたい情報を事前に受信設定することで、「確定申告が必要な方」、「医療費控除」、「ふるさと納税」などのご自身のニーズに合った情報をタイムリーに受け取れます。

申告に困ったときは



届いていますか? 新1年生の就学通知書

令和8年4月に小・中学校へ入学されるお子さんがおられるご家庭に、就学通知書を送付しています。外国籍のお子さんには、区役所に入学申請書を提出された方に送付します。まだ就学通知書が届いていない方は、区役所就学事務担当窓口へお問い合わせください。

対象者

- 小学校:平成31年(2019年)4月2日から令和2年(2020年)4月1日までに生まれたお子さま
- 中学校:令和8年(2026年)3月に小学校卒業見込みのお子さま

なお、国立・私立の学校等へ入学される方は、区役所への届け出が必要となります。就学通知書と学校が発行する入学許可証および保護者の方の本人確認書類をお持ちのうえ、下記問合せ先にお越しください。

適正な就学について

居住実態のない住所地に住民登録をし、通学をするのは不適正な就学です。住民登録を正しく行い、適正な就学をしましょう。不適正な入学と分かれば、入学後でも本来通学するべき学校へ転校していただきます。

- 問合せ 窓口サービス課(住民情報)
1階11番窓口 ☎06-6659-9963

市民税・府民税の事前申告受付について

市民税・府民税の申告受付について、申告期間(2月16日(月)から3月16日(月))の窓口の混雑緩和のため、次のとおり事前申告受付会場を開設します。

なお、市民税・府民税の申告は送付やオンラインによる受付も行っておりますので、ご利用をお願いします。

- 会場 あべの市税事務所
日時 2月12日(木)9:00~17:30
13日(金)9:00~19:00

所得税の確定申告等については
西成税務署 ☎06-6659-5131

- 問合せ あべの市税事務所市民税等グループ
(個人市民税 担当)
☎06-4396-2953
※問合せ可能日、可能時間
〔平日9:00~17:30
(金曜日は9:00~19:00)〕



新年度の障がいのある方の交通乗車証・タクシー給付券について

新年度分の大阪メトロや大阪シティバスでご利用いただける交通乗車証またはタクシー給付券は、令和8年3月下旬にお送りします。

なお、更新手続きは5年ごとに行いますので、今年度は更新手続き不要です。次回更新手続きは、令和8年度に行う予定です。

問合せ

- 保健福祉課(地域福祉)
5階51番窓口
☎06-6659-9857 ☎06-6659-9468

イベント・講座

空き家の管理・活用セミナー&個別相談会 (西成区・阿倍野区・天王寺区合同開催) 無料

住まい(空き家)の維持管理や活用、相続などの法律問題に関するセミナーを開催します。セミナー終了後、ご希望の方には専門家による個別相談会も実施します。

日 時

2月21日(土)
セミナー14:00~15:00(受付13:30~)

個別相談会前半 15:10~15:40

個別相談会後半 15:45~16:15

場 所

阿倍野区役所2階 大会議室

(阿倍野区文の里1-1-40)

※会場に駐車場はございません。

定 員

セミナー40名、個別相談会12組(先着順)
(前半6組・後半6組)

※個別相談会のみのご参加はできません。

※後半の方は、45分の待ち時間があります。

受付期間

1月5日(月)~2月6日(金)

申込方法

①住所②氏名③電話番号④参加人数⑤個別相談会へ参加希望の有無(希望の場合は相談内容)を、電話、FAX、メール、窓口にてお申込みください。

※詳しくは、問合せ先に設置のチラシまたはホームページをご覧ください。

問合せ

- 西成区役所 市民協働課
7階73番窓口
☎06-6659-9734
Fax 06-6659-2246
メール tx0002@city.osaka.lg.jp



個別避難計画作成にご協力ください

災害時の逃げ遅れを防ぐために、自力で避難できない方一人ひとりに合わせた
「避難方法」を決めておく「個別避難計画」の作成を進めています。

個別避難計画とは

作成の対象となる方の「避難場所」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる人」、「避難の支援が必要な理由」などを記載した計画です。

できあがった計画を区役所や自主防災組織、地域の関係者で共有することで、災害が起きたときに一人でも多くの命を救うことを目的にしています。

※避難を支援する方による災害時の避難支援を必ずしも保証するものではありません。

計画作成の対象者

- 介護が必要な方:要介護3以上、認知高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上
- 障がいの方:身体障がい1・2級、視覚・聴覚障がい3・4級など
- 難病患者の方等:人工呼吸器装着等の医療機器等への依存度が高い方

- 問合せ 市民協働課 7階73番窓口 ☎06-6659-9734

隣近所の助け合いが必要です

災害発生時に一人でも多くの命を救うためには、支え合える関係づくりが大切です。

いざという時の避難やその方法などについて、日頃から隣近所でお互いに確認し、ご自身が避難をする際の声かけや、避難所への誘導など、逃げ遅れによる被害をなぐすための行動にご協力をお願いします。

個別避難計画の詳細・様式のダウンロードなどはホームページをご覧いただくか、下記担当までお問い合わせください。

